

告 示

埼玉県告示第七百九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（UAVレーザ測量）

三 作業地域

埼玉県戸田市笹目地先

四 作業期間

令和四年六月二十八日から令和五年二月二十八日まで